

排ガス中の水銀濃度が浅川清流環境組合の定める公害防止基準値の一時的な超過について  
(10月18日、11月21日・28日)

1. 10月18日(1号焼却炉)

令和5年10月17日(火)23時頃 煙突入口水銀濃度上昇・水銀除去のため、活性炭の増量操作

令和5年10月18日(水)00時00分 煙突入口水銀濃度 77  $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$  (1時間平均値)

01時00分 煙突入口水銀濃度 12  $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$  (1時間平均値)

2. 11月21日(2号焼却炉)

令和5年11月21日(火)16時頃 煙突入口水銀濃度上昇・水銀除去のため、活性炭の増量操作

17時00分 煙突入口水銀濃度 200  $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$  (1時間平均値)

18時00分 煙突入口水銀濃度 76  $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$  (1時間平均値)

19時00分 煙突入口水銀濃度 35  $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$  (1時間平均値)

3. 11月28日(1号焼却炉)

令和5年11月28日(火)13時頃 煙突入口水銀濃度上昇・水銀除去のため、活性炭の増量操作

14時00分 煙突入口水銀濃度 95  $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$  (1時間平均値)

以降、収束傾向にありましたが、上記のとおり焼却灰のタンクの容量を確保するため、1号焼却炉の運転を停止致しました。

4. 原因

可燃ごみ中への水銀混入

5. 周辺の生活環境の被害の状況

今回の一時的な基準値超過においては、短時間で事態が収束しているため、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

なお、法令の排出基準は、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から設定したものであることから、排出基準を超える水銀等が排出されたとしても直ちに地域住民に健康被害を生じるものではありません。

裏面あり

6. 不適正ごみの搬入防止

## 資料 4

不適正ごみの搬入防止に向けて、搬入物検査の強化と日野市・国分寺市及び小金井市に対し、市民、事業者などへ適切なごみの出し方の指導、啓発の徹底を要請してまいります。